平成２１年（フ）第１１５号
北海道北見市北進町６丁目１番６号　コーポニクラウス202号
債務者　奥原　謙一
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２１年（フ）第３１９号
青森県八戸市内丸３丁目９番10号　コーポ星７号
債務者　仲村佐柄子
1　決定年月日時　平成21年12月２日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２１年（フ）第５９６号
埼玉県越谷市伊原２丁目14番20号　植竹ハイツ103号
債務者　石田　裕雪
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６０６号
埼玉県草加市金明町500番地４アニヴァーサリー21―202号
債務者　矢吹　正恵（旧姓長瀬）
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第６２６号
埼玉県春日部市南５丁目９番28号
債務者　松本　　功
1　決定年月日時　平成21年12月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２１年（フ）第１２２７号
千葉県八千代市大和田新田411番地77
債務者　石垣みさ子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２３６号
千葉県市原市鶴舞696番地９
債務者　鶴岡　美穂（旧姓木村）
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４３号
千葉県船橋市本町２丁目21番10号
債務者　今井　克武
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２４４号
千葉県船橋市本町２丁目21番10号
債務者　今井　弘子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２８８号
千葉市花見川区花見川８番７棟103号
債務者　高橋　葉子
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１２９５号
千葉県市川市北方３丁目１番14号　ふづき荘A
債務者　小林　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１３２０号
千葉県船橋市宮本５丁目６番３号　ロジュマン宮本102号
債務者　石川　里未
1　決定年月日時　平成21年11月26日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２１年（フ）第１６３号
千葉県袖ヶ浦市蔵波2459番地32
債務者　鈴木　静子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７０号
千葉県木更津市大久保５丁目10番13号
債務者　藤田　君代
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１７７号
千葉県木更津市東中央３丁目10番18号
債務者　西松　敬悟
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第１８３号
千葉県袖ケ浦市奈良輪1524番地１
債務者　粕谷　宏満
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
千葉地方裁判所木更津支部

平成２１年（フ）第６２２号
新潟県五泉市城下２丁目498番地５
債務者　石田　圭子
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２１年（フ）第６５０号
新潟県新潟市東区江南２丁目10番地７　大和コーポ205号
債務者　平野　梨花
1　決定年月日時　平成21年11月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月25日まで
新潟地方裁判所民事部